

令和6年2月20日

労働基準協会実施の
労働者健診をご利用の事業場様へ

甲府労働基準協会
山梨労働基準協会
都留労働基準協会
峡南労働基準協会

健康診断における変更についてのご案内

時下 ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、各労働基準協会実施の労働者健康診断（定期・特殊）につきまして、
令和6年4月より下記のとおり変更となりますのでご連絡いたします。

		令和6年3月末まで	令和6年4月1日より
変更なし	①健康診断案内発送元	各労働基準協会	各労働基準協会
	②健康診断申し込み先		
	③健康診断受診時間調整		
変更あり	④健康診断キット発送元	各労働基準協会	山梨厚生病院予防医学センター
	⑤健康診断料金振込先※		
	⑥健康診断料金支払い方法※	現金・振込	振込のみ【現金精算の廃止】

◆請求書について…山梨厚生病院予防医学センターより健診結果と同封で発送されます。

◆領収書について…ご希望の事業場のみ発行となります。健診料金をお振込み後、
山梨厚生病院予防医学センターまでお申し出ください。

また、上記③において、受診は時間割受付の徹底を行い、
予約優先の実施となりますのでご協力をお願いいたします。

会員事業場の皆さまにはご理解ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。
この件に関するお問い合わせは管轄の労働基準協会までお願いいたします。

甲府労働基準協会	TEL：055-224-6789
山梨労働基準協会	TEL：0553-88-9120
都留労働基準協会	TEL：0554-45-0810
峡南労働基準協会	TEL：0556-22-7330